

## 再雇用職員選考基準等に関する協定書

平成19年3月29日制定

国立大学法人名古屋工業大学長（以下「甲」という）と国立大学法人名古屋工業大学多治見地区事業場職員代表者（以下「乙」という。）は、国立大学法人名古屋工業大学再雇用職員就業規則第3条2項の規定にかかる選考基準及び取り扱い方法に関し、次のとおり協定する。

1. 次に掲げる各号に該当する者を、常時勤務を要する再雇用職員として雇用することができる。

なお、勤務期間には、国家公務員、他の国立大学法人職員、独立行政法人職員等として勤務した期間も含まれるものとする。

- (1) 退職前10年間に於いて懲戒処分を受けていないこと。
- (2) 退職前5年間に於いて、無断欠勤がないこと。
- (3) 退職前5年間に於いて、心身の故障のための休職期間（業務上及び通勤途上の傷害によるものを除く）が、通算1年以下であること。
- (4) 通常勤務が可能で心身共に健康であること。
- (5) 国立大学法人名古屋工業大学安全衛生管理規程第18条に基づき実施される健康診断を受診し、少なくとも直近3年間の健康診断個人票に結果が管理されており、かつ、その結果が本学産業医が別に定める通常勤務が可能な基準を満たしていること。
- (6) 引き続き勤務することを希望し、業務に精勤する意欲があると認められること。
- (7) 5年以上勤務して定年退職した者であること。
- (8) 配置転換及び本学が決定した職務内容等に応じられる者。
- (9) 定年退職後または、再雇用期間満了後直ちに業務に従事できること。

2. 本協定の有効期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲、乙いずれからも申出がないときには、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

平成19年3月29日

国立大学法人名古屋工業大学長

国立大学法人名古屋工業大学多治見地区事業場職員代表者

松井 信行

小澤 正邦

